

【承継(名義変更)手続きに際しての必要書類】

2013年6月14日制定

現在名義人様と申請人様の関係		【原則】	【例外】原則以外の方	
		霊園使用規則第12条に規定されている方	内縁関係、縁故のある方	その他の方
必要書類	① 承継申請書(自署捺印原本)※1	○	○	○
	② 戸籍謄本(6ヶ月以内原本)	○※2	○	○
	③ 住民票(本籍・世帯全員記載、3ヶ月以内原本)	○	○	○
	④ 承継同意書(自署捺印原本)		○※3	○※3
	⑤ 承継確約書(自署捺印原本)		○※4	○※4
	⑥ 裁判所判決文等(写)	△※5	△※5	△※5

【注釈】

※1 生前承継の場合、現在の名義人様の自署捺印も必要です。

※2 現在の名義人様と承継申請人様の戸籍上のつながりが確認できる戸籍謄本となります。

※3 原則の本来承継すべき方がいらっしゃる場合、その方からの同意が必要となります。

但し、⑥裁判所の判決文等がある場合は不要となります。

※4 ④承継同意書が何らかの理由でご用意できない場合、名義人様および申請者様から承継確約書をいただきます。

但し、⑥裁判所の判決文等がある場合は不要となります。

※5 承継人指定、後見人指定など家庭裁判所の決定がある場合に添付していただきます。